

4 導入効果シミュレーション

掛金を積み立てることによる「税・社会保険料の効果」

加入者(従業員・役員)は事業主掛金を税金、社会保険料の負担なく積み立てることが可能です。

■月額1万円を昇給して受け取る場合と掛金拠出する場合の比較(年齢30歳 給与24万円 勤務先:東京都)

	税金(所得税・住民税)	社会保険料 ^{*1}	合 計
給与で受け取る (昇給後25万円)	168,100円	459,168円	627,268円
掛金で拠出する (24万円のまま)	160,700円	424,512円	585,212円
掛金拠出の効果	▲7,400円	▲34,656円	▲42,056円

年間12万円の
掛金拠出で
約**4.2万円**の
抑制効果があります



■同じ老後資金の積み立てでも(年齢30歳 元来の税込の給与24万円)



確定拠出年金は、税金と社会保険料を支払う前に1万円の掛金を積み立てます。
一旦、給与として受け取ると、税金と社会保険料を支払った後、積み立てることとなります。

確定拠出年金で
積み立てる場合
課税後に
積み立てる場合

10,000円		
約6,500円	社会保険料	税金

約**3,500円**

^{*1} 厚生年金保険料(2017年10月納付分より固定)、健康保険料(東京都2024年4月納付分)、雇用保険料(2024年4月納付分)の合計です。

^{*} 掛金拠出による税金の効果は、所得税と住民税の差額の1年分を合計した金額です。それぞれの課税証明が異なることから、実際の年間の差額とは異なります。

^{*} 拠出された掛金に税金、社会保険料は掛かりません。そのため、給与受取の場合に比べると掛金額に応じた税金の軽減効果がありますが、社会保険料は給与として受け取る金額に応じて決定される「標準報酬月額」の変動により標準報酬月額等級が変わる場合に軽減効果が期待できます。

^{*} 課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。